



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年3月17日火曜日 第2048号

◇ 目 次 ◇ 規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則..... 200

愛媛県ふるさと雇用再生特別基金条例の施行期日を定める規則..... 201

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の施行期日を定める規則..... 201

告 示

特約業者の指定の取消し..... 201

指定障害福祉サービス事業者の指定..... 201

指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更..... 201

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 202

大規模小売店舗の新設の届出の取下げ（2件）..... 202

県営土地改良事業の換地処分（2件）..... 202

肥料の登録の失効..... 203

付保義務の発生..... 203

付保義務の消滅..... 203

土地改良事業の工事完了の届出..... 204

開発行為に関する工事の完了..... 204

道路の位置の指定..... 204

建設業者の許可の取消し..... 204

道路の供用開始（県道八幡浜宇和線）..... 205

道路の区域変更（県道肱川公園線）..... 205

道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）..... 205

道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）..... 205

道路の供用開始（ " ）..... 206

道路の供用開始（一般国道379号）..... 206

訓 令

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令..... 206

公 告

争議行為の通知の公表..... 208

技能検定の合格者..... 209

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の委託..... 217

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則..... 218

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... 226

労働委員会告示

労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定..... 241

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第6号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） 省略 愛媛県クリーニング師試験委員 <u>愛媛県食の安全安心推進県民会議委員</u> <u>愛媛県食の安全安心推進県民会議専門委員</u> 省略	別表（第2条関係） 省略 愛媛県クリーニング師試験委員 省略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第7号

愛媛県ふるさと雇用再生特別基金条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県ふるさと雇用再生特別基金条例の施行期日を定める規則

愛媛県ふるさと雇用再生特別基金条例（平成21年愛媛県条例第1号）の施行期日は、平成21年3月24日とする。

○愛媛県規則第8号

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の施行期日を定める規則

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第2号）の施行期日は、平成21年3月24日とする。

告 示

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第343号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成21年 3月17日

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
有限会社岡石油店 代表取締役 岡 克美	新居浜市八幡三丁目1-52	平成21年 2月28日

○愛媛県告示第344号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500150	株式会社あいフランシ	東温市田窪41番地12	秋 元 晃	就労継続支援A型	株式会社あいフランシ	東温市田窪41番地12	平成21年 2月10日
3810101364	社会福祉法人紡ぎの里	松山市久米窪田町661番地1	岡 田 真由美	生活介護	共同作業所なかよし村	松山市久米窪田町661番地1	平成21年 3月1日
3810101364	社会福祉法人紡ぎの里	松山市久米窪田町661番地1	岡 田 真由美	就労継続支援B型	共同作業所なかよし村	松山市久米窪田町661番地1	平成21年 3月1日
3820200271	社会福祉法人で・ふ・か	今治市旭町一丁目4-10	真 鍋 誠 子	共同生活介護	うっとこ	今治市片山四丁目6-23	平成21年 3月1日

○愛媛県告示第345号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所			届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3810500151	有限会社ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	中 沢 久美子	居宅介護	ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	新居浜市中筋町1-6-4	平成21年 1月13日
3810500151	有限会社ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	中 沢 久美子	重度訪問介護	ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	新居浜市中筋町1-6-4	平成21年 1月13日
3820100018	NPO法人どんまい	松山市白水台一丁目6番地4	谷 本 圭 吾	共同生活介護	どんまいハウス	松山市愛光町2-4	松山市本町六丁目11-8 どんまい本町センター	平成21年 1月15日
3810101307	NPO法人SORA	松山市此花町7-16上田ビル201号	利 田 等	就労継続支援B型	しのめハウス	松山市昭和町68番地	松山市美沢二丁目3番21号101号	平成21年 1月19日

○愛媛県告示第 346 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド松山 2号店
松山市問屋町 240 番 1 号 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス・アルファ株式会社
東京都港区芝三丁目22番 8 号
代表取締役 坂本 修二
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
代表取締役 山田 昇
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年10月28日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,006.94平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
302台
イ 駐輪場の収容台数
171台
ウ 荷さばき施設の面積
79.5平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
75.0立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時45分から午後10時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口 5 箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

平成21年 2月27日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 347 号

大規模小売店舗の新設の届出の概要等（平成18年4月愛媛県告示第1751号）によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大 規 模 小 売 店 舗		取 下 年 月 日
名 称	所 在 地	
ヤマダ電機テックランド松山中央店	松山市中央二丁目59他	平成21年 2月27日

○愛媛県告示第 348 号

大規模小売店舗の新設の届出の概要等（平成18年4月愛媛県告示第1753号）によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大 規 模 小 売 店 舗		取 下 年 月 日
名 称	所 在 地	
ヤマダ電機テックランド四国中央店	四国中央市妻島町2112番地 1 外	平成21年 2月27日

○愛媛県告示第 349 号

平成21年 3月 6 日県営畑地帯総合整備事業上立山地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 350 号

平成21年 3月 6 日県営中山間地域総合整備事業佐田岬半島東地区（国木工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 351 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年12月11日	愛媛県第1260号	副産石灰肥料	シーエーツー	アルカリ分 55.0	有限会社カルシオン 愛媛県松山市三津二丁目10番地19号

○愛媛県告示第 352 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めため、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（東予地方局管内）

川之江加入区	三島加入区	寒川加入区
大島加入区	多喜浜加入区	垣生加入区
新居浜加入区	西条加入区	河原津加入区

（東予地方局産業経済部今治支局管内）

桜井加入区	大浜加入区	来島加入区
渦浦加入区	津倉加入区	伯方加入区
魚島加入区	弓削加入区	岩城生名加入区
関前加入区	波方加入区	小部加入区
大西加入区	菊間加入区	

（中予地方局管内）

浅海加入区	北条加入区	安居島加入区
野忽那加入区	睦月加入区	興居島加入区
堀江加入区	三津加入区	和気加入区
今出加入区	和気・太山寺加入区	松前加入区
上灘加入区	下灘加入区	

（南予地方局管内）

明浜加入区	吉田加入区	奥南加入区
北灘加入区	下波加入区	遊子加入区
蔦淵加入区	戸島第一加入区	戸島第二加入区
日振島加入区	宇和島第一加入区	宇和島第二加入区
宇和島第三加入区	三浦加入区	

（南予地方局愛南水産課管内）

内海加入区	南内海加入区	東海加入区
深浦加入区	西海加入区	福浦加入区
久良加入区		

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

磯津加入区	川之石加入区	足成加入区
三瓶湾加入区	三崎加入区	

○愛媛県告示第 353 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成17年 3月愛媛県告示第 613 号）による保険に付すべき義務は、平成21年 3月16日限り消滅したため、同条第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（東予地方局管内）

川之江加入区	三島加入区	寒川加入区
大島加入区	多喜浜加入区	垣生加入区
新居浜加入区	西条加入区	河原津加入区

（東予地方局産業経済部今治支局管内）

桜井加入区	大浜加入区	来島加入区
渦浦加入区	津倉加入区	伯方加入区
魚島加入区	弓削加入区	岩城生名加入区
関前加入区	波方加入区	小部加入区
大西加入区	菊間加入区	

(中予地方局管内)

浅海加入区	北条加入区	安居島加入区
野忽那加入区	睦月加入区	興居島加入区
堀江加入区	三津加入区	和気加入区
今出加入区	和気・ 太山寺 加入区	松前加入区
上灘加入区	下灘加入区	

(南予地方局管内)

明浜加入区	吉田加入区	奥南加入区
北灘加入区	下波加入区	遊子加入区
蔭淵加入区	戸島第一加入区	戸島第二加入区
日振島加入区	宇和島第一加入区	宇和島第二加入区
宇和島第三加入区	三浦加入区	

(南予地方局愛南水産課管内)

内海加入区	南内海加入区	東海加入区
-------	--------	-------

深浦加入区	西海加入区	福浦加入区
久良加入区		

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

磯津加入区	川之石加入区	足成加入区
三瓶湾加入区	三崎加入区	

○愛媛県告示第 354 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第 113 条の 2 第 1 項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 3月17日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	菊間地区	平成21年 2月25日

○愛媛県告示第 355 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 3月17日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20東四土(開)第19号 平成21年 3月 9日	四国中央市村松町字富光増縄19番 2、20番 1、20番10、20番11、20番12、21番 3、21番 5、21番11、22番 1、22番 7、26番、27番及び31番 3	四国中央市村松町20番地 1 株式会社シーネット 代表取締役 佐藤 正人

○愛媛県告示第 356 号

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 3月17日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

- 1 指定年月日及び番号
平成21年 3月 6日 20中建築(道)第 2号
- 2 道路の位置

伊予市下吾川字馬塚1161番 1 及び1161番 4

幅員 4.00m

延長 21.10m

3 申請人の住所及び氏名

松山市柳井町三丁目 6番地11

有限会社エイケン 代表取締役 永井憲二

4 図面省略

○愛媛県告示第 357 号

建設業法(昭和24年法律第 100 号)第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加戸守行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 19) 第 1068号	平成19年 9月26日	㈱小島組	小島 聡	宇和島市津島町近家甲21 2 - 7	平成21年 2月13日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 16) 第 4755号	平成16年 9月22日	㈲高塚工業	是澤 貞利	八幡浜市1208 - 1	平成21年 2月16日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第 1418号	平成17年 8月3日	㈱篠山土建	林 信成	宇和島市津島町高田甲41 7 - 8	平成21年 2月17日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19) 第 9629号	平成19年 10月15日	山下建設(有)	山下 光一	宇和島市津島町上畑地甲 409 - 1	平成21年 2月20日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 358 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市若山 2 番耕地14番 9 地先から 同市若山 1 番耕地25番 3 まで	平成21年 3月17日

○愛媛県告示第 359 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂290番から 同市肱川町山鳥坂285番まで	旧	メートル 3.8 ~ 9.6	キロメートル 0.069	
			新	8.0 ~ 28.7	0.069	

○愛媛県告示第 360 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂290番から 同市肱川町山鳥坂285番まで	旧	メートル 3.8 ~ 9.6	キロメートル 0.069	
			新	8.0 ~ 28.7	0.069	

○愛媛県告示第 361 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松1358番地先から 同市河辺町植松793番地先まで	旧	メートル 3.6~16.6	キロメートル 0.180	
			新	7.5~31.2	0.180	

○愛媛県告示第 362 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松1358番地先から 同市河辺町植松793番地先まで	平成21年 3月17日

○愛媛県告示第 363 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東2656番から 同町大瀬東2657番 5 まで	平成21年 3月17日

訓 令

○愛媛県訓令第 1 号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県文書管理規程（平成 4 年愛媛県訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課所 本庁各課（課に準ずるものとして文書主管課長が指定するものを含む。以下同じ。）並びに地方機関（課を置かない地方機関（課を置く地方機関のうち文書主管課長が指定するものを含む。以下同じ。）及び地方機関の _____ 支所を除く。）の課及び室、課を置かない地方機関並びに地方機関の _____ 支所をいう。</p> <p>(2)～(11) 省略</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課所 本庁各課（課に準ずるものとして文書主管課長が指定するものを含む。以下同じ。）並びに地方機関（課を置かない地方機関（課を置く地方機関のうち文書主管課長が指定するものを含む。以下同じ。）並びに地方機関の分場及び支所を除く。）の課及び室、課を置かない地方機関並びに地方機関の分場及び支所をいう。</p> <p>(2)～(11) 省略</p>

(文書システムの利用)

第3条の2 文書システムが導入された課所(以下「文書システム導入課所」という。)における文書事務は、文書システムを利用しなければならない。ただし、文書主管課長がこれにより難いと認めた場合は、この限りでない。

(文書等の收受)

第15条 受領し、又は配付を受けた文書等は、主務課において次に掲げるところにより收受するものとする。

- (1) 親展文書と認められるものを除き、封書は、開封し、文書の余白に收受印(様式第2号)を押し、文書システム導入課所にあつては文書システムに必要事項を登録し、文書システムが導入されていない課所(以下「文書システム未導入課所」という。)にあつては文書処理簿(様式第3号)に必要事項を記入するとともに、日付及び文書番号を收受印の印影の所定欄に記入すること。ただし、請求書、見積書、領収書、送り状その他軽易な文書は、文書システムへの登録及び文書処理簿への記載を省略することができる。
- (2) 親展文書は、開封せず、封皮の余白に收受印を押し、文書システム導入課所にあつては文書システムで件名を「親展」と登録し、文書システム未導入課所にあつては文書処理簿の件名欄に「親展」と記入すること。
- (3) 省略
- (4) 現金、金券、有価証券、証紙若しくは収入印紙又は物品の添付のある文書は、文書の余白に添付された物の種類及びその金額又は数量を記入するとともに、文書システム導入課所にあつては文書システムの件名欄に登録し、文書システム未導入課所にあつては文書処理簿の件名欄に記入すること。
- (5) 省略
- (6) 電子文書を收受しようとするときは、文書システム導入課所にあつては文書システムに必要事項を登録し、文書システム未導入課所にあつては内容を確認の上、文書処理簿に必要事項を記入すること。ただし、軽易な文書は、文書システムへの登録及び文書処理簿への記載を省略することができる。

2 省略

(起案)

第20条 起案は、文書システム導入課所にあつては文書システムにより、文書システム未導入課所にあつては起案用紙(様式第4号)を用いて行わなければならない。ただし、定例的又は軽易な事案については、その文書の余白に処分案を明記し、若しくは処分印を押し、又は主務課においてあらかじめ定めた処理様式、簿冊、伝票等を用いて処理することができる。

2 前項ただし書の規定により、文書システム導入課所において起案を行ったときは、処理後速やかに文書システムに件名その他必要事項を登録するものとする。

(供覧)

第23条 事案の処理を要しない文書のうち、文書システム導入課所における電子文書にあつては文書システムにより、それ以外の文書にあつてはその余白に「供覧」と記入する等の方法により関係者の閲覧に供しなければならない。事案の処理を要する文書のうち、あらかじめ関係者の閲覧に供することが適当と認められるものについても、同様とする。

2 前項の場合において、文書システム導入課所において文書システムによらない供覧に行ったときは、供覧後速やかに文書システ

(文書システムの利用)

第3条の2 本庁

_____における文書事務は、文書システムを利用しなければならない。ただし、文書主管課長がこれにより難いと認めた場合は、この限りでない。

(文書等の收受)

第15条 受領し、又は配付を受けた文書等は、主務課において次に掲げるところにより收受するものとする。

- (1) 親展文書と認められるものを除き、封書は、開封し、文書の余白に收受印(様式第2号)を押し、本庁 _____ にあつては文書システムに必要事項を登録し、地方機関 _____ にあつては文書処理簿(様式第3号)に必要事項を記入するとともに、日付及び文書番号を收受印の印影の所定欄に記入すること。ただし、請求書、見積書、領収書、送り状その他軽易な文書は、文書システムへの登録及び文書処理簿への記載を省略することができる。
- (2) 親展文書は、開封せず、封皮の余白に收受印を押し、本庁 _____ にあつては文書システムで件名を「親展」と登録し、地方機関 _____ にあつては文書処理簿の件名欄に「親展」と記入すること。
- (3) 省略
- (4) 現金、金券、有価証券、証紙若しくは収入印紙又は物品の添付のある文書は、文書の余白に添付された物の種類及びその金額又は数量を記入するとともに、本庁 _____ にあつては文書システムの件名欄に登録し、地方機関 _____ にあつては文書処理簿の件名欄に記入すること。
- (5) 省略
- (6) 電子文書を收受しようとするときは、本庁 _____ にあつては文書システムに必要事項を登録し、地方機関 _____ にあつては内容を確認の上、文書処理簿に必要事項を記入すること。ただし、軽易な文書は、文書システムへの登録及び文書処理簿への記載を省略することができる。

2 省略

(起案)

第20条 起案は、本庁 _____ にあつては文書システムにより、地方機関 _____ にあつては起案用紙(様式第4号)を用いて行わなければならない。ただし、定例的又は軽易な事案については、その文書の余白に処分案を明記し、若しくは処分印を押し、又は主務課においてあらかじめ定めた処理様式、簿冊、伝票等を用いて処理することができる。

2 前項ただし書の規定により、本庁 _____ において起案を行ったときは、処理後速やかに文書システムに件名その他必要事項を登録するものとする。

(供覧)

第23条 事案の処理を要しない文書のうち、本庁 _____ における電子文書にあつては文書システムにより、それ以外の文書にあつてはその余白に「供覧」と記入する等の方法により関係者の閲覧に供しなければならない。事案の処理を要する文書のうち、あらかじめ関係者の閲覧に供することが適当と認められるものについても、同様とする。

2 前項の場合において、本庁 _____ において文書システムによらない供覧に行ったときは、供覧後速やかに文書システ

財団新居浜病院

医療法人十全会十全第二病院

八幡浜医師会立双岩病院

新居浜市角野新田町 1 - 1 - 28

八幡浜市若山 4 番耕地163

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成20年12月1日から平成21年2月22日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

機械加工

特級

受 検 番 号	
B	1

電気機器組立て

特級

受 検 番 号	
B	1

半導体製品製造

特級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 7	C 1	C 2

機械加工（フライス盤作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1 級

受 検 番 号	
D	1

工場板金（機械板金作業）

1 級

受 検 番 号	
B	1

2 級

受 検 番 号	
B	1

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

2 級

受 検 番 号	
D	1

機械検査（機械検査作業）

1 級

受 検 番 号	
A 甲	1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 8	A 甲 9

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26
A 甲 27	A 甲 29	A 甲 30	A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33
A 甲 37	A 甲 38	A 甲 39	A 甲 41	A 甲 42	A 甲 43
A 甲 44	A 甲 45	A 甲 46	A 甲 47		

機械保全（機械系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 12	A 甲 18
A 甲 21	A 甲 25	A 甲 27	A 甲 31	A 甲 43	A 甲 47
A 甲 52	A 甲 57	A 甲 61	A 甲 62	A 甲 66	A 甲 67
B 1	B 4	B 5	B 12	B 21	B 24
C 1	C 2	C 3	C 8	C 9	C 11
C 13	C 14	C 15	C 17		

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 17
A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 27	A 甲 28	A 甲 29
A 甲 32	A 甲 34	A 甲 35	A 甲 36	A 甲 37	A 甲 38
A 甲 39	A 甲 41	A 甲 42	A 甲 43	A 甲 44	A 甲 45

A甲	46	A甲	48	A甲	50	A甲	51	A甲	52	A甲	57
A甲	64	A甲	67	A甲	68	A甲	71	A甲	73	A甲	75
A甲	76	A甲	78	A甲	79	A甲	82	A甲	83	A甲	84
A甲	86	A甲	87	A甲	88	A甲	89	A甲	90	A甲	92
A甲	102	A甲	110	A甲	111	A甲	114	A甲	115	A甲	116
A甲	117	A甲	118	A甲	119	A甲	120	A甲	121	A甲	122
A甲	124	A甲	127	A甲	129	A甲	131	A甲	133	A甲	134
B	2	B	3	B	5	B	6	B	8	B	10
B	11	B	12	B	16	B	17	B	22	C	1
C	2	C	3	C	4	C	5	C	6	C	7
C	10	C	11	C	12	C	15	C	16	C	22
C	23	C	27	C	31	C	32	C	33	C	34
C	35	C	36	C	40	C	41	C	43	C	45
C	46	C	47	C	48	C	49	D	1	D	2

機械保全（電気系保全作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 B 5	A甲 3 C 1	A甲 4 C 2	A甲 7	A甲 9	A甲 13

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 4 B 1	A甲 7 C 3	A甲 8 C 5	A甲 9 C 9	A甲 11	A甲 12

機械保全（設備診断作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3 C 19	C 3 C 21	C 6 D 1	C 10	C 12	C 17

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	C 1	C 4	C 5

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	D 1

2級

受 検 番 号
A甲 1

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 10	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 B 8	B 3 B 12	B 4	B 5	B 6	B 7

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	B 2	B 4

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	B 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 10	C 3	C 4

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	B 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6

農業機械整備（農業機械整備作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	A 甲 6	B 4	B 5	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 17	A 甲 5 B 5	A 甲 6 C 1	A 甲 10 C 2	A 甲 12	A 甲 16

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 11	B 1	B 4	C 4

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 6	B 3
B 5	B 6				

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

2級

受検番号
C 1

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 5

石材施工（石材加工作業）

2級

受検番号
A甲 3

石材施工（石積み作業）

1級

受検番号
A甲 2

パン製造（パン製造作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 7
A甲 8	A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 13	A甲 16
A甲 17	A甲 18				

菓子製造（洋菓子製造作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 2	C 3

菓子製造（和菓子製造作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	C 1	C 2

建築大工（大工工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 3	C 5	C 7

2 級

受 検 番 号
C 2

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 7	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6

かわらぶき（かわらぶき作業）

1 級

受 検 番 号
A甲 5

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 12 A甲 22	A甲 2 A甲 15 B 1	A甲 3 A甲 16 B 2	A甲 5 A甲 17 C 2	A甲 6 A甲 18	A甲 9 A甲 19

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	B 3	C 1

配管（プラント配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 4	A甲 5	B 2	B 3	B 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 5	B 1	C 1

型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 C 1	A甲 3 C 2	A甲 4 C 3	A甲 7 C 7	B 2	B 3

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	A甲 5	C 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 B 1	A甲 2 C 1	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	A甲 4

防水施工（アスファルト防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	D 1

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	C 2	C 3	C 4

防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

1級

受 検 番 号
D 1

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1級

受 検 番 号
D 1

ガラス施工（ガラス工事作業）

2級

受 検 番 号
A 甲 1

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

1級

受 検 番 号
B 1

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 14
B 3	B 4	C 1	C 2	C 3	D 1
D 2					

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 14	A 甲 15
A 甲 16	A 甲 17	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 25
A 甲 26	B 1	B 2	B 4	C 1	C 2
C 4					

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	B 1	B 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

塗装（鋼橋塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	C 3	C 4	C 5	C 6
D 1	D 2				

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	C 2

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	B 1	C 1		

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務
- (2) 委託業務名及び数量
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成21年 4月28日から平成22年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市若草町 7番地（交通管制センター）ほか
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20年度、平成21年度、平成22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場

所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係
〒790 - 8573
愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2
電話 (089) 934 - 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成21年 4月28日(火) 午前10時00分
- (3) 事前提出書類(入札書のほかに提出する書類)の受領期限
平成21年 4月23日(木) 午後 5時30分まで
- (4) 開札の日時及び場所
平成21年 4月28日(火) 午前10時00分
愛媛県警察本部 2階第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を事前提出書類の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Maintenance and upkeep of Traffic Control Center and Sub center, 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 28 April 2009
- (3) For further information, please contact:
Supplies Procurement Section, Finance Division, Administrative Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime
790 8573 Japan
Tel 089 934 0110

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
平成21年 3月17日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県警察組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 組織</p> <p>第1節 職制(第2条 - 第20条)</p> <p>第2節 警察本部</p> <p>第1款 分課(第21条 - 第55条)</p> <p>第2款 警察学校(第56条)</p> <p>第3款 部の附置機関(第57条)</p> <p>第4款 課又は隊の附置機関(第58条 - <u>第77条の4</u>)</p> <p>第5款 組織及び運営(第78条)</p> <p>第3節 警察署(第79条・第80条)</p> <p>第4節 所掌事務に関する特例措置(第81条)</p> <p>第3章 補則(第82条)</p> <p>附則</p> <p>(企画調整官及び監察官)</p> <p>第7条 警務部に、<u>企画調整官</u>及び監察官を置き、警視の階級にあ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 組織</p> <p>第1節 職制(第2条 - 第20条)</p> <p>第2節 警察本部</p> <p>第1款 分課(第21条 - 第55条)</p> <p>第2款 警察学校(第56条)</p> <p>第3款 部の附置機関(第57条)</p> <p>第4款 課又は隊の附置機関(第58条 - <u>第77条の2</u>)</p> <p>第5款 組織及び運営(第78条)</p> <p>第3節 警察署(第79条・第80条)</p> <p>第4節 所掌事務に関する特例措置(第81条)</p> <p>第3章 補則(第82条)</p> <p>附則</p> <p>(企画官 <u> </u> 及び監察官)</p> <p>第7条 警務部に、<u>企画官</u> <u> </u> 及び監察官を置き、警視の階級にあ</p>

る警察官をもって充てる。

2 企画調整官は、上司の命を受け、警察運営の企画及び調整に関する事務並びに特に命ぜられた事務を掌理し、当該所属の職員を指揮監督する。

3 省略

(師範)

第16条 企画教養課に、必要に応じ師範を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。ただし、警察本部長が必要と認めるときは、巡查部長の階級にある警察官をもって充てることができる。

2 省略

(総務課)

第22条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(6) 省略

(7) 警察運営の総合的な企画及び調整に関すること(警務課及び企画教養課の所掌に属するものを除く。)

(8) 省略

(警務部の分課)

第25条 警務部に、次の5課及び1室を置く。

警務課

監察官室

会計課

企画教養課

厚生課

留置管理課

(警務課)

第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(4) 省略

(5) 警察運営の_____調整に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)

(6)～(9) 省略

(10) 犯罪被害者支援(犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。以下同じ。)に関する企画、調査及び総合調整に関すること。

(11)～(16) 省略

(企画教養課)

第29条 企画教養課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警察運営の企画及び調査に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)

(2) 被疑者取調べの監督に関すること。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(生活安全企画課)

第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(4) 省略

(5) 酩酊者、家出人、迷い子その他救護を要する者の保護に関すること(少年課の所掌事務に属するものを除く。)

(6) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号)に関すること。

る警察官をもって充てる。

2 企画官_____は、上司の命を受け、警察運営の企画及び調整に関する事務並びに特に命ぜられた事務を掌理し、当該所属の職員を指揮監督する。

3 省略

(師範)

第16条 教養課_____に、必要に応じ師範を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。ただし、警察本部長が必要と認めるときは、巡查部長の階級にある警察官をもって充てることができる。

2 省略

(総務課)

第22条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(6) 省略

(7) 警察運営の総合的な企画及び調整に関すること(警務課_____の所掌に属するものを除く。)

(8) 省略

(警務部の分課)

第25条 警務部に、次の5課及び1室を置く。

警務課

監察官室

会計課

教養課

厚生課

留置管理課

(警務課)

第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(4) 省略

(5) 警察運営の企画及び調整に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)

(6)～(9) 省略

(10) 犯罪被害者対策(犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。以下同じ。)に関する企画、調査及び総合調整に関すること。

(11)～(16) 省略

(教養課)

第29条 教養課_____においては、次の事務をつかさどる。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(生活安全企画課)

第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(4) 省略

(5) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号)に関すること。

(6) 酩酊者、その他救護を要する者の保護に関すること(少年課の所掌事務に属するものを除く。)

(7) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。

(8) 人身売買関係事犯の取締りに関すること。

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(少年課)

第35条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(7) 省略

(8) 省略

(生活環境課)

第36条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 省略

(2) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。

(3) 人身売買関係事犯の取締りに関すること。

(4) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に関すること。

(6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(7) 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。

(8) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関する事務で県警察の所掌に属するものに関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(刑事部の分課)

第37条 刑事部に、次の5課、1所及び1隊を置く。

刑事企画課

捜査第一課

捜査第二課

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に関すること。

(10) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

(11) 省略

(12) 省略

(13) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。

(15) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関する事務で県警察の所掌に属するものに関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(少年課)

第35条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(7) 省略

(8) 家出人及び迷い子の保護に関すること。

(9) 省略

(生活環境課)

第36条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(刑事部の分課)

第37条 刑事部に、次の4課、1所及び1隊を置く。

捜査第一課

捜査第二課

組織犯罪対策課
鑑識課
科学捜査研究所
機動捜査隊

(刑事企画課)

第38条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 犯罪の捜査一般に関すること。
- (3) 刑事警察関係法令の研究及び指導に関すること。
- (4) 公判対応に関すること。
- (5) 刑事警察の教養に関すること。
- (6) 他の都道府県警察との捜査共助に関すること。
- (7) 犯罪統計に関すること。
- (8) 捜査支援に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、刑事部内の他の所掌に属しないこと。

(捜査第一課)

第39条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略

第40条 省略

第41条 省略

第42条 省略

第43条 省略

第44条 省略

(交通部の分課)

第45条 交通部に、次の4課及び2隊を置く。

交通企画課
交通指導課
交通規制課
運転免許課

交通機動隊
高速道路交通警察隊

第46条 省略

第47条 省略

第48条 省略

(運転免許課)

第49条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許に関すること。
- (2) 運転免許試験及び再試験に関すること。
- (3) 適性検査に関すること。

組織犯罪対策課
鑑識課
科学捜査研究所
機動捜査隊

(捜査第一課)

第38条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 刑事警察関係法令の研究及び指導に関すること。
- (3) 公判対応に関すること。
- (4) 刑事警察の教養に関すること。
- (5) 他の都道府県警察との捜査共助に関すること。
- (6) 犯罪統計に関すること。
- (7) 捜査支援に関すること。
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 前各号に掲げるもののほか、刑事部内の他の所掌に属しないこと。

第39条 省略

第40条 省略

第41条 省略

第42条 省略

第43条 省略

(交通部の分課)

第44条 交通部に、次の5課及び2隊を置く。

交通企画課
交通指導課
交通規制課
運転免許管理課
運転免許試験課
交通機動隊
高速道路交通警察隊

第45条 省略

第46条 省略

第47条 省略

(運転免許管理課)

第48条 運転免許管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許に関すること。
- (2) 運転者管理センターに関すること。
- (3) 運転免許の行政処分に関すること。

- (4) 自動車教習所に関すること。
- (5) 原付講習、指定自動車教習所職員講習及び初心運転者講習並びに取得時講習の実施に関する規則（平成6年愛媛県公安委員会規則第5号）第1条の取得時講習に関すること。
- (6) 運転者管理センターに関すること。
- (7) 運転免許の行政処分に関すること。
- (8) 取消処分者講習、停止処分者講習、更新時講習及び高齢者講習並びに違反者講習に関すること。

（公安課）

第53条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(4) 省略
- (5) 警備部の犯罪事件に係る捜査に関すること。
- (6) 省略
- （音楽隊）

第59条 省略

- 2 音楽隊は、第23条第6号の事務をつかさどる。
- 3・4 省略

（犯罪被害者支援室）

第61条 警務課に、犯罪被害者支援室を附置する。

- 2 犯罪被害者支援室は、第26条第10号から第12号までの事務をつかさどる。
- 3 犯罪被害者支援室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第62条 省略

第63条 省略

（術科指導室）

第64条 企画教養課に、術科指導室を附置する。

- 2 術科指導室は、第29条第5号及び第6号の事務をつかさどる。
- 3 術科指導室に、室長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、術科指導室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第65条 省略

（子ども・女性安全対策室）

第66条 生活安全企画課に、子ども・女性安全対策室を附置する。

- 2 子ども・女性安全対策室は、第33条第2号の事務のうち子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための事務をつかさどる。
- 3 子ども・女性安全対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、子ども・女性安全対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

（ストーカー対策室）

- (4) 取消処分者講習、停止処分者講習、更新時講習及び高齢者講習並びに違反者講習に関すること。
- （運転免許試験課）

第49条 運転免許試験課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許試験及び再試験に関すること。
- (2) 適性検査に関すること。
- (3) 自動車教習所に関すること。
- (4) 原付講習、指定自動車教習所職員講習及び初心運転者講習並びに取得時講習の実施に関する規則（平成6年愛媛県公安委員会規則第5号）第1条の取得時講習に関すること。

（公安課）

第53条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(4) 省略
- (5) 省略
- （音楽隊）

第59条 省略

- 2 音楽隊は、第23条第5号の事務をつかさどる。
- 3・4 省略

（企画室）

第61条 警務課に、企画室を附置する。

- 2 企画室は、第26条第4号から第8号までの事務をつかさどる。
- 3 企画室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、企画室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

（犯罪被害者対策室）

第62条 警務課に、犯罪被害者対策室を附置する。

- 2 犯罪被害者対策室は、第26条第10号から第12号までの事務をつかさどる。
- 3 犯罪被害者対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、犯罪被害者対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第63条 省略

第64条 省略

第65条 省略

（ストーカー対策室）

第66条の2 省略

2 ストーカー対策室は、第33条第10号及び第11号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(少年サポートセンター)

第70条 省略

2 少年サポートセンターは、第35条第6号から第8号までの事務をつかさどる。

3・4 省略

(生活安全部特別捜査隊)

第71条 省略

2 生活安全部特別捜査隊は、第36条第9号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(サイバー犯罪対策室)

第72条 省略

2 サイバー犯罪対策室は、第36条第10号及び第11号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(暴力団対策室)

第73条 省略

2 暴力団対策室は、第41条第1号及び第3号(暴力団犯罪に関するものに限る。)の事務をつかさどる。

3・4 省略

(行政対象暴力対策室)

第74条 組織犯罪対策課に、行政対象暴力対策室を附置する。

2 行政対象暴力対策室は、第41条第1号及び第3号(行政対象暴力に関するものに限る。)の事務をつかさどる。

3 行政対象暴力対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、行政対象暴力対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(薬物・銃器対策室)

第75条 省略

2 薬物・銃器対策室は、第41条第2号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(広域機動捜査班)

第76条 省略

2 広域機動捜査班は、第44条第3号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(暴走族対策室)

第77条 省略

2 暴走族対策室は、第47条第5号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(免許センター)

第77条の2 運転免許課に、免許センターを附置する。**第66条** 省略

2 ストーカー対策室は、第33条第15号及び第16号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(少年サポートセンター)

第70条 省略

2 少年サポートセンターは、第35条第6号から第9号までの事務をつかさどる。

3・4 省略

(生活安全部特別捜査隊)

第71条 省略

2 生活安全部特別捜査隊は、第36条第2号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(サイバー犯罪対策室)

第72条 省略

2 サイバー犯罪対策室は、第36条第3号及び第4号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(刑事指導捜査支援室)

第73条 捜査第一課に、刑事指導捜査支援室を附置する。

2 刑事指導捜査支援室は、第38条第1号から第8号(手口捜査に限る。)までの事務をつかさどる。

3 刑事指導捜査支援室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、刑事指導捜査支援室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(暴力団対策室)

第74条 省略

2 暴力団対策室は、第40条第1号及び第3号(暴力団犯罪に関するものに限る。)の事務をつかさどる。

3・4 省略

(薬物・銃器対策室)

第75条 省略

2 薬物・銃器対策室は、第40条第2号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(広域機動捜査班)

第76条 省略

2 広域機動捜査班は、第43条第3号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(暴走族対策室)

第77条 省略

2 暴走族対策室は、第46条第5号の事務をつかさどる。

3・4 省略

2 免許センターは、第49条第1号から第5号までの事務をつかさどる。

3 免許センターに、所長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

4 所長は、上司の命を受け、免許センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
(警備犯罪捜査室)

第77条の3 公安課に、警備犯罪捜査室を附置する。

2 警備犯罪捜査室は、第53条第5号の事務をつかさどる。

3 警備犯罪捜査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

4 室長は、上司の命を受け、警備犯罪捜査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第77条の4 省略

第77条の2 省略

(愛媛県公安委員会公印規程の一部改正)

第2条 愛媛県公安委員会公印規程(昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)							
1 愛媛県公安委員会印						1 愛媛県公安委員会印							
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
1	省略						1	省略					
2	愛媛県公安委員会印	てん書	23	23	交通指導課長 交通規制課長 運転免許課長 警察署長	1~7 省略	2	愛媛県公安委員会印	てん書	23	23	交通指導課長 交通規制課長 運転免許管理課長 警察署長	1~7 省略
3	愛媛県公安委員会印	てん書	20	20	運転免許課長	1・2 省略	3	愛媛県公安委員会印	てん書	20	20	運転免許管理課長 運転免許試験課長	1・2 省略
4	愛媛県公安委員会印	かい書	10	10	運転免許課長	1~4 省略	4	愛媛県公安委員会印	かい書	10	10	運転免許管理課長	1~4 省略
5	愛媛県公安委員会印	かい書	4.5	4.5	運転免許課長 新居浜警察署長 今治警察署長 八幡浜警察署長 宇和島警察署長	1 省略	5	愛媛県公安委員会印	かい書	4.5	4.5	運転免許管理課長 新居浜警察署長 今治警察署長 八幡浜警察署長 宇和島警察署長	1 省略

					署長	
6	愛媛県公安委員会印	かい書	10	10	生活安全企画課長 生活環境課長 交通指導課長 警察署長	1～8 省略
7	省略					
8	愛媛公安	かい書	5	15	運転免許課長 警察署長	1 省略
9	省略					
10	公安愛媛県委員会	かい書	18	28	生活安全企画課長 生活環境課長 交通指導課長 運転免許課長 警察署長	1～11 省略
11	愛媛県公安委員会	てん書	28	28	運転免許課長	1 省略
12	愛媛県公安委員会	てん書	20	20	運転免許課長	1・2 省略
注 省略 2 省略						

					署長	
6	愛媛県公安委員会印	かい書	10	10	生活安全企画課長 — 交通指導課長 警察署長	1～8 省略
7	省略					
8	愛媛公安	かい書	5	15	運転免許管理課長 運転免許試験課長 警察署長	1 省略
9	省略					
10	公安愛媛県委員会	かい書	18	28	生活安全企画課長 — 交通指導課長 運転免許管理課長 運転免許試験課長 警察署長	1～11 省略
11	愛媛県公安委員会	てん書	28	28	運転免許管理課長	1 省略
12	愛媛県公安委員会	てん書	20	20	運転免許管理課長	1・2 省略
注 省略 2 省略						

(愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則(昭和43年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第2条 愛媛県警察本部交通部運転免許課 _____ に適性検査所を置く。	(設置) 第2条 愛媛県警察本部交通部運転免許試験課に適性検査所を置く。
(職員) 第3条 適性検査所の職員は、愛媛県警察本部交通部運転免許課 _____ の職員及び愛媛県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の囑託したものをもって充てる。	(職員) 第3条 適性検査所の職員は、 <u>愛媛県警察本部交通部運転免許試験課</u> の職員及び愛媛県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の囑託したものをもって充てる。

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第4条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(運転経歴証明書の交付申請)</p> <p>第24条の6 省略</p> <p>2 前項の申請の受付時間は、愛媛県の休日を除き、次の表の左欄に掲げる申請先の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請先</th> <th style="text-align: center;">受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部運転免許課</td> <td>1・2 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申請先	受付時間	警察本部運転免許課	1・2 省略	省略		<p>(運転経歴証明書の交付申請)</p> <p>第24条の6 省略</p> <p>2 前項の申請の受付時間は、愛媛県の休日を除き、次の表の左欄に掲げる申請先の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請先</th> <th style="text-align: center;">受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部運転免許管理課</td> <td>1・2 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申請先	受付時間	警察本部運転免許管理課	1・2 省略	省略	
申請先	受付時間												
警察本部運転免許課	1・2 省略												
省略													
申請先	受付時間												
警察本部運転免許管理課	1・2 省略												
省略													

(警察教養規則施行細則の一部改正)

第5条 警察教養規則施行細則(平成6年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(愛媛県警察本部企画教養課長の責務)</p> <p>第4条 愛媛県警察本部企画教養課長は、警察教養の実施に関し、愛媛県警察本部の課長、監察官室長、科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び国際対策室長、警察学校校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)と緊密な連携を保持し、警察教養の効果的な推進に努めなければならない。</p>	<p>(愛媛県警察本部教養課長の責務)</p> <p>第4条 愛媛県警察本部教養課長は、警察教養の実施に関し、愛媛県警察本部の課長、監察官室長、科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び国際対策室長、警察学校校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)と緊密な連携を保持し、警察教養の効果的な推進に努めなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第1号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月17日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程(昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表2(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 生活安全企画課長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令	専決事項	省略				<p>別表2(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 生活安全企画課長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風俗営業等の規制及び業務の適</td> <td>1 第5条第3項の規定による風俗営業の 許可の通知</td> </tr> </tbody> </table>	法令	専決事項	省略		風俗営業等の規制及び業務の適	1 第5条第3項の規定による風俗営業の 許可の通知
法令	専決事項												
省略													
法令	専決事項												
省略													
風俗営業等の規制及び業務の適	1 第5条第3項の規定による風俗営業の 許可の通知												

		<p><u>正化等に関する法律</u></p>	<p>2 <u>第31条の6第1項の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付（同条第3項において準用する場合を含む。）</u></p> <p>3 <u>第31条の11第1項の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付（同条第3項において準用する場合を含む。）</u></p> <p>4 <u>第31条の21第1項（第31条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</u></p> <p>5 <u>第35条の4第3項の規定による接客業務受託営業を営む者に係る処分移送通知書の送付（同条第5項において準用する場合を含む。）</u></p> <p>6 <u>第41条の3第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理</u></p> <p>7 <u>第41条の3第2項の規定による管轄公安委員会への通報</u></p> <p>8 <u>第42条の規定による飲食店営業等の停止の通知</u></p>
		<p><u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則</u> （昭和60年国家公安委員会規則第1号）</p>	<p>1 <u>第17条第2項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による承認しない旨の通知</u></p>
<p>省略</p>		<p>省略</p>	
		<p><u>銃砲刀剣類所持等取締法</u></p>	<p>1 <u>第5条の3第1項の規定による講習会の開催（第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行う講習会。以下「初心者講習」という。）</u></p> <p>2 <u>第5条の3第2項の規定による講習修了証明書の交付（初心者講習に限る。）</u></p> <p>3 <u>第5条の3第3項（第5条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による講習修了証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え又は再交付（初心者講習に限る。）</u></p> <p>4 <u>第5条の4第1項の規定による技能検定の実施及び技能検定に使用する猟銃の指定</u></p> <p>5 <u>第5条の4第2項の規定による合格証明書の交付</u></p> <p>6 <u>第5条の4第3項において準用する第4条の2第1項の規定による技能検定に係る申請の受理</u></p> <p>7 <u>第14条第4項の規定による銃砲又は刀剣類の登録通知の受理</u></p> <p>8 <u>第16条第2項の規定による銃砲又は刀剣</u></p>

			<p>類の登録証の返納通知の受理</p> <p>9 <u>第17条第3項の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は保管委託の届出通知の受理</u></p> <p>10 <u>第18条の2第3項の規定による刀剣類製作承認通知の受理</u></p>
		銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	<p>1 <u>第5条の8第2項の規定による講習会の日時等の公表（初心者講習に限る。）</u></p> <p>2 <u>第5条の11第1項の規定による技能検定の日時及び場所その他技能検定に関する事項の通知</u></p> <p>3 <u>第5条の11第1項の規定による技能検定の受検申請の却下</u></p>
		銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	<p>1 <u>第5条第2項の規定による推薦取消し通知の受理</u></p> <p>2 <u>第11条の16（第11条の28において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理</u></p>
		指定射撃場の指定に関する内閣府令	<p>1 <u>第13条の規定による指定射撃場指定申請書の記載事項変更届の受理</u></p>
		火薬類取締法	<p>1 <u>第19条第5項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</u></p>
		高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）	<p>1 <u>第74条第1項の規定による高压ガス製造許可等の通報の受理</u></p>
		消防法（昭和23年法律第186号）	<p>1 <u>第11条第7項の規定による危険物製造所等許可の通報の受理</u></p>
		武器等製造法（昭和28年法律第145号）	<p>1 <u>第28条の規定による武器等製造許可等の通報の受理</u></p>
		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	<p>1 <u>第59条第10項の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付</u></p> <p>2 <u>第59条第13項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</u></p>
		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）	<p>1 <u>第50条の規定による不要となった運搬証明書の返納の受理</u></p> <p>2 <u>第51条第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等</u></p> <p>3 <u>第51条第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知</u></p> <p>4 <u>第51条第1項第3号の規定による都道府県公安委員会間の連絡</u></p> <p>5 <u>第51条第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等</u></p>
		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関	<p>1 <u>第18条第5項の規定による放射性同位元素等運搬届出の受理</u></p> <p>2 <u>第18条第10項の規定による都道府県公安</u></p>

		<p>する法律</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）</p>	<p>委員会の間の連絡</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第18条第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への届出の代理受理 2 第18条第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知 3 第18条第3号の規定による都道府県公安委員会との緊密な連絡
		<p>放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2条第2項の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への放射性同位元素等運搬届出書の代理受理 2 第2条第4項の規定による放射性同位元素等運搬届出書の交付 3 第3条第2項の規定による放射性同位元素等運搬指示書の交付 4 第5条の規定による運搬の状況及び事故の状況の報告徴収
		<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第17条第5項の規定による都道府県公安委員会との連絡
		<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3条の2の規定による運搬証明書の書換え 2 第3条の3の規定による運搬証明書の再交付 3 第3条の4の規定による不要となった運搬証明書の返納の受理 4 第3条の5第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等 5 第3条の5第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知 6 第3条の5第1項第3号の規定による都道府県公安委員会との連絡 7 第3条の5第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更の届出の代理受理等
		<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第22条の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付 2 第23条の規定による不要となった運搬証明書の返納の受理 3 第24条第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等 4 第24条第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知 5 第24条第1項第3号の規定による都道府県公安委員会との連絡

省略	

	<p>6 <u>第24条第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等</u></p>
省略	
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	<p>1 <u>第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書の送付及び受理</u></p> <p>2 <u>第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告及び資料の提出の要求</u></p> <p>3 <u>第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理</u></p> <p>4 <u>第17条第2項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理</u></p> <p>5 <u>第20条の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供</u></p>

(6) 生活環境課長

法令	専決事項
<p><u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u></p>	<p>1 <u>第5条第3項の規定による風俗営業の不許可の通知</u></p> <p>2 <u>第31条の6第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</u></p> <p>3 <u>第31条の11第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</u></p> <p>4 <u>第31条の21第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</u></p> <p>5 <u>第35条の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による接客業務受託営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</u></p> <p>6 <u>第41条の3第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理</u></p> <p>7 <u>第41条の3第2項の規定による管轄公安委員会への通報</u></p> <p>8 <u>第42条の規定による飲食店営業等の停止の通知</u></p>
<p><u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）</u></p>	<p>1 <u>第17条第2項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による承認しない旨の通知</u></p>

<p>銃砲刀剣類所持 等取締法</p>	<p>1 第5条の3第1項の規定による講習会（第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行う講習会。以下「初心者講習」という。）の開催</p> <p>2 第5条の3第2項の規定による講習修了証明書の交付（初心者講習に限る。）</p> <p>3 第5条の3第3項（第5条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による講習修了証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え又は再交付（初心者講習に限る。）</p> <p>4 第5条の4第1項の規定による技能検定の実施及び技能検定に使用する猟銃の指定</p> <p>5 第5条の4第2項の規定による合格証明書の交付</p> <p>6 第5条の4第3項において準用する第4条の2第1項の規定による技能検定に係る申請の受理</p> <p>7 第14条第4項の規定による銃砲又は刀剣類の登録通知の受理</p> <p>8 第16条第2項の規定による銃砲又は刀剣類の登録証の返納通知の受理</p> <p>9 第17条第3項の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は保管委託の届出通知の受理</p> <p>10 第18条の2第3項の規定による刀剣類製作承認通知の受理</p>
<p>銃砲刀剣類所持 等取締法施行令 （昭和33年政令 第33号）</p>	<p>1 第5条の8第2項の規定による講習会（初心者講習に限る。）の日時等の公表</p> <p>2 第5条の11第1項の規定による技能検定の日時及び場所その他技能検定に関する事項の通知</p> <p>3 第5条の11第1項の規定による技能検定の受検申請の却下</p>
<p>銃砲刀剣類所持 等取締法施行規 則（昭和33年総 理府令第16号）</p>	<p>1 第5条第2項の規定による推薦取消し通知の受理</p> <p>2 第11条の16（第11条の28において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理</p>
<p>指定射撃場の指 定に関する内閣 府令</p>	<p>1 第13条の規定による指定射撃場指定申請書の記載事項変更届の受理</p>
<p>火薬類取締法</p>	<p>1 第19条第5項の規定による都道府県公安委員会の間の連絡</p>
<p>高圧ガス保安法 （昭和26年法律 第204号）</p>	<p>1 第74条第1項の規定による高圧ガス製造許可等の通報の受理</p>
<p>消防法（昭和23 年法律第186号）</p>	<p>1 第11条第7項の規定による危険物製造所等許可の通報の受理</p>

<p>武器等製造法 (昭和28年法律 第145号)</p>	<p>1 第28条の規定による武器等製造許可等の 通報の受理</p>
<p>核原料物質、核 燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律</p>	<p>1 第59条第10項の規定による運搬証明書の 再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付 2 第59条第13項の規定による都道府県公安 委員会との連絡</p>
<p>核原料物質、核 燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律施行令 (昭和32年政令 第324号)</p>	<p>1 第50条の規定による不要となった運搬証 明書の返納の受理 2 第51条第1項第1号の規定による出発地 公安委員会による他の関係公安委員会への 代理受理等 3 第51条第1項第2号の規定による出発地 公安委員会による他の関係公安委員会への 指示内容の通知 4 第51条第1項第3号の規定による都道府 県公安委員会との連絡 5 第51条第2項の規定による一の関係公安 委員会による他の関係公安委員会への運搬 証明書の記載事項変更届出の代理受理等</p>
<p>放射性同位元素 等による放射線 障害の防止に関 する法律</p>	<p>1 第18条第5項の規定による放射性同位元 素等運搬届出の受理 2 第18条第10項の規定による都道府県公安 委員会との連絡</p>
<p>放射性同位元素 等による放射線 障害の防止に関 する法律施行令 (昭和35年政令 第259号)</p>	<p>1 第18条第1号の規定による出発地公安委 員会による他の関係公安委員会への届出の 代理受理 2 第18条第2号の規定による出発地公安委 員会による他の関係公安委員会への指示内 容の通知 3 第18条第3号の規定による都道府県公安 委員会との緊密な連絡</p>
<p>放射性同位元素 等の運搬の届出 等に関する内閣 府令(昭和56年 総理府令第30 号)</p>	<p>1 第2条第2項の規定による出発地公安委 員会による他の関係公安委員会への放射性 同位元素等運搬届出書の代理受理 2 第2条第4項の規定による放射性同位元 素等運搬届出書の交付 3 第3条第2項の規定による放射性同位元 素等運搬指示書の交付 4 第5条の規定による運搬の状況及び事故 の状況の報告徴収</p>
<p>化学兵器の禁止 及び特定物質の 規制等に関する 法律</p>	<p>1 第17条第5項の規定による都道府県公安 委員会との連絡</p>
<p>化学兵器の禁止 及び特定物質の 規制等に関する 法律施行令(平 成7年政令第 192号)</p>	<p>1 第3条の2の規定による運搬証明書の書 換え 2 第3条の3の規定による運搬証明書の再 交付 3 第3条の4の規定による不要となった運 搬証明書の返納の受理</p>

	<p>4 <u>第3条の5第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等</u></p> <p>5 <u>第3条の5第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知</u></p> <p>6 <u>第3条の5第1項第3号の規定による都道府県公安委員会間の連絡</u></p> <p>7 <u>第3条の5第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更の届出の代理受理等</u></p>
--	---

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令	<p>1 <u>第22条の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付</u></p> <p>2 <u>第23条の規定による不要となった運搬証明書の返納の受理</u></p> <p>3 <u>第24条第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等</u></p> <p>4 <u>第24条第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知</u></p> <p>5 <u>第24条第1項第3号の規定による都道府県公安委員会間の連絡</u></p> <p>6 <u>第24条第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等</u></p>
-------------------------------	--

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	<p>1 <u>第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書の送付及び受理</u></p> <p>2 <u>第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告及び資料の提出の要求</u></p> <p>3 <u>第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理</u></p> <p>4 <u>第17条第2項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理</u></p> <p>5 <u>第20条の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供</u></p>
---------------------------------------	---

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 運転免許課長

法令	専決事項
道路交通法	<p>1 <u>第89条第1項の規定による運転免許申請書の受理及び運転免許試験の実施</u></p> <p>2 <u>第89条第2項の規定による検査の実施及び検査合格証明書の交付</u></p> <p>3 <u>第90条第3項（同条第5項において準用</u></p>

--	--

--	--

--	--

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 運転免許課長

法令	専決事項
道路交通法	<p>1 <u>第90条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第6項の規定による弁明をなすべき日時等の通知及び弁明の機会の付与</u></p> <p>2 <u>第90条第8項の規定による他の公安委員</u></p>

する場合を含む。)及び第6項の規定による弁明をなすべき日時等の通知及び弁明の機会の付与

4 第90条第6項の規定による適性検査の受検及び医師の診断書の提出命令

5 第90条第8項の規定による他の公安委員会への通知

6 第90条第9項の規定による免許の保留又は効力の停止期間の短縮

7 第90条第10項の規定による仮免許の交付の拒否

8 第90条第11項の規定による弁明をなすべき日時等の通知及び弁明の機会の付与

9 第90条の2第2項の規定による運転免許証の交付の拒否

10 第91条の規定による免許の条件の付加及び変更

11 第92条の規定による運転免許証の交付

12 第93条第2項の規定による運転免許証への条件の記載

13 第93条の2の規定による運転免許証の電磁的方法による記録

14 第94条第1項の規定による運転免許証の記載事項の変更届の受理及び運転免許証への変更事項の記載

15 第94条第2項の規定による運転免許証及び仮運転免許証の再交付申請の受理及び再交付

16 第97条の2第2項及び第3項の規定による運転免許試験の一部免除の決定

17 第97条の3第1項の規定による運転免許試験の停止及び合格決定の取消処分

18 第97条の3第2項の規定による運転免許試験合格決定の取消通知

19 第98条第3項 第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による自動車教習所設置者又は管理者に対する指導又は助言

20 第98条第4項 第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による自動車安全運転センターに対する自動車教習所の教習を行う職員の資質の向上を図るための措置についての必要な配慮の要求

21 第99条の2第4項の規定による技能検定員資格者証の交付

22 第99条の3第4項の規定による教習指導員資格者証の交付

23 第99条の4の規定による講習の通知

24 第100条の2第1項及び第100条の3第2項の規定による再試験の実施

25 第100条の2第4項(第100条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による再試験の通知

会への通知

3 第90条第9項の規定による免許の保留又は効力の停止期間の短縮

4 第90条の2第2項の規定による免許の交付の拒否

5 第91条の規定による運転免許証の更新時における免許の条件の付加及び変更

6 第92条の規定による運転免許証の交付

7 第93条第2項の規定による運転免許証への条件の記載

8 第93条の2の規定による運転免許証の電磁的方法による記録

9 第94条第1項の規定による運転免許証の記載事項の変更届の受理及び運転免許証への変更事項の記載

10 第94条第2項の規定による運転免許証及び仮運転免許証の再交付申請の受理及び再交付

11 第101条第1項の規定による運転免許証更新申請書の受理

12 第101条第3項の規定による運転免許証更新連絡書の送付

13 第101条第4項の規定による適性検査の実施

14 第101条第5項及び第101条の2第3項の規定による運転免許証の更新

15 第101条の2第1項の規定による更新期間前における運転免許証更新申請の受理

16 第101条の2第2項の規定による適性検査の実施

17 第101条の2の2第1項の規定による運転免許証更新申請書の受理

18 第101条の2の2第2項の規定による適性検査の実施

19 第101条の2の2第3項の規定による適性検査の結果を記載した書面及び運転免許証更新申請書の送付及び受理

20 第101条の2の2第4項の規定による理由地公安委員会が行う更新時講習を受講した旨の通知及び通知の受理

21 第101条の2の2第5項の規定による適性検査を受けるべき旨の通知及び適性検査の実施

22 第101条の3第2項の規定による運転免許証の更新の拒否

23 第101条の4第2項の規定による高齢者講習連絡書の送付

24 第103条第2項及び第7項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分の通知並びに処分移送通知書の受理

25 第103条の2第4項の規定による送付された仮停止通知書及び運転免許証の受理

26 第100条の2第5項の規定による再試験
受験申込書の受理

27 第100条の3第1項(同条第3項におい
て準用する場合を含む。)の規定による試験
移送通知書の送付及び受理

28 第101条第1項の規定による運転免許証
更新申請書の受理

29 第101条第3項の規定による運転免許証
更新連絡書の送付

30 第101条第4項の規定による適性検査の
実施

31 第101条第5項及び第101条の2第3項の
規定による運転免許証の更新

32 第101条の2第1項の規定による更新期
間における運転免許証更新申請の受理

33 第101条の2第2項の規定による適性検
査の実施

34 第101条の2の2第1項の規定による運
転免許証更新申請書の受理

35 第101条の2の2第2項の規定による適
性検査の実施

36 第101条の2の2第3項の規定による適
性検査の結果を記載した書面及び運転免許
証更新申請書の送付及び受理

37 第101条の2の2第4項の規定による経
由地公安委員会が行う更新時講習を受講し
た旨の通知及び通知の受理

38 第101条の2の2第5項の規定による適
性検査を受けるべき旨の通知及び適性検査
の実施

39 第101条の3第2項の規定による運転免
許証の更新の拒否

40 第101条の4第2項の規定による高齢者
講習連絡書の送付

41 第102条第1項及び第2項の規定による
臨時適性検査の実施

42 第102条第3項の規定による臨時適性検
査の通知

43 第103条第2項及び第7項の規定による
他の公安委員会への処分移送通知書の送付
及び処分の通知並びに処分移送通知書の受
理

44 第103条第5項の規定による適性検査の
受検及び医師の診断書の提出命令

45 第103条の2第4項の規定による送付さ
れた仮停止通知書及び運転免許証の受理

46 第103条の2第5項の規定による処分移
送通知書、仮停止通知書及び運転免許証の
送付及び受理

47 第104条第1項(第104条の2の2第6項
及び第107条の5第3項において準用する
場合を含む。)の規定による意見の聴取の実
施

26 第103条の2第5項の規定による処分移
送通知書、仮停止通知書及び運転免許証の
送付及び受理

27 第104条第1項(第104条の2の2第6項
及び第107条の5第3項において準用する
場合を含む。)の規定による意見の聴取の実
施(運転免許試験課長の専決事項を除く。)

28 第104条の3第4項(第107条の5第10項
において準用する場合を含む。)の規定に
よる出頭命令を行つた旨の通知及び送付さ
れた運転免許証の受理

29 第104条の3第5項(第107条の5第10項
において準用する場合を含む。)の規定に
よる保管運転免許証の返還

30 第104条の4第1項の規定による免許の
取消しの申請及び他の種類の免許を受けた
い旨の申出の受理

31 第104条の4第2項の規定による申請に
基づく免許の取消し

32 第104条の4第3項の規定による返納さ
れた運転免許証の受理

33 第104条の4第5項の規定による運転経
歴証明書の交付申請の受理

34 第104条の4第6項の規定による運転経
歴証明書の交付

35 第106条の規定による国家公安委員会へ
の報告及び国家公安委員会からの通報の受
理(第100条の2第1項の規定による再試
験を受けたとき、第104条の2の2第1項
の規定による処分をしたとき及び第108条
の2第1項第10号に規定する講習を受けた
ときの報告及び通報を除く。)

36 第107条第1項第1号の規定による運転
免許証の返納の受理

37 第107条第2項の規定による運転免許証
の交付

38 第107条第3項の規定による運転免許証
の受理

39 第107条の5第4項及び第6項の規定に
よる提出された国際運転免許証等の受理

40 第107条の5第7項の規定による国際運
転免許証等への処分事項の記載

41 第107条の5第8項の規定による他の公
安委員会への処分移送通知書の送付及び処
分の通知並びに国際運転免許証等への処分
事項の記載

42 第107条の5第9項の規定による仮禁止
通知書、国際運転免許証等の受理及び国際
運転免許証等への処分事項の記載並びに他
の公安委員会への処分移送通知書、仮禁止
通知書及び国際運転免許証等の送付

43 第107条の6の規定による国家公安委員
会への報告

48 第104条の2の2第1項の規定による免許の取消し

49 第104条の2の2第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による処分移送通知書の送付及び受理

50 第104条の2の2第6項の規定において準用する第104条第1項の規定による意見の聴取の期日及び場所の通知並びに公示

51 第104条の2の2第7項の規定による他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理

52 第104条の2の3第3項において準用する第103条第2項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分移送通知書の受理

53 第104条の2の3第3項において準用する第103条第7項の規定による他の公安委員会への処分の通知及び処分の通知の受理

54 第104条の2の3第6項の規定による処分移送通知書の送付及び受理

55 第104条の3第1項(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)の規定による免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付

56 第104条の3第4項(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)の規定による出頭命令を行つた旨の通知及び送付された運転免許証の受理

57 第104条の3第5項(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)の規定による保管運転免許証の返還

58 第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けた旨の申出の受理

59 第104条の4第2項の規定による申請に基づく免許の取消し

60 第104条の4第3項の規定による返納された運転免許証の受理

61 第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書交付申請の受理

62 第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付

63 第106条の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理

64 第107条第1項第1号の規定による運転免許証の返納の受理

65 第107条第2項の規定による運転免許証の交付

66 第107条第3項の規定による運転免許証の受理

67 第107条の4第1項の規定による臨時適

44 第107条の7の規定による国外運転免許証の交付申請の受理及び交付

45 第107条の10の規定による国外運転免許証の返納及び提出の受理並びに提出者への返還

46 第108条の2第1項の規定による取消処分者講習、停止処分者講習、更新時講習、高齢者講習及び違反者講習の実施

47 第108条の2第2項の規定によるチャレンジ講習の実施

48 第108条の3の2の規定による違反者講習の通知

49 第108条の6第1項の規定による取消処分者講習の業務に関する規程の認可

道路交通法施行令

1 第37条の6の規定による特定任意講習の実施

2 第37条の6の2の規定による特定任意高齢者講習の実施

道路交通法施行規則

1 第18条の3の規定による免許の拒否、保留、取消し及び効力の停止に係る通知

2 第29条の2の2第1項の規定による經由申請書の受理

3 第30条の9第4項の規定による免許を取り消した者に対する通知

4 第38条第2項第1号の規定による取消処分者講習の申出の受理

5 第38条第11項第1号の規定による更新時講習の受講申出の受理

6 第38条の2の規定による特定任意講習終了証明書の交付申出の受理及び交付

7 第38条の4の2第3項の規定による違反者講習を受講できない理由を証明した書類の受理

指定講習機関に関する規則

1 第5条第5号の規定による運転適性指導に関する技能及び知識に関する審査

2 第11条の規定による取消処分者講習に係る結果報告書の受理

3 第13条の規定による取消処分者講習に係る事業報告書及び収支決算書の受理

4 第16条第1号の規定による取消処分者講習業務の引継ぎ

5 第16条第2号の規定による取消処分者講習業務に関する帳簿及び書類の引継ぎ

6 第16条第3号の規定による取消処分者講習を適性かつ確実にを行うための措置

7 第17条の規定による運転適性指導に係る講習を受けさせる特定講習指導員の指名

8 第18条の規定による指定講習機関との連絡等(取消処分者講習に限る。)

愛媛県道路交通規則

1 第27条の2第1項の規定による違反者講習の受講連絡等に関する措置

高齢者講習に関

1 第5条第1項の規定による高齢者講習終

	<p>性検査の実施及び期日等の通知</p> <p>68 第107条の4第3項の規定による必要な措置命令</p> <p>69 第107条の5第4項及び第6項の規定による提出された国際運転免許証等の受理</p> <p>70 第107条の5第7項の規定による国際運転免許証等への処分事項の記載</p> <p>71 第107条の5第8項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分の通知並びに国際運転免許証等への処分事項の記載</p> <p>72 第107条の5第9項の規定による仮禁止通知書、国際運転免許証等の受理及び国際運転免許証等への処分事項の記載並びに他の公安委員会への処分移送通知書、仮禁止通知書及び国際運転免許証等の送付</p> <p>73 第107条の6の規定による国家公安委員会への報告</p> <p>74 第107条の7の規定による国外運転免許証の交付申請の受理及び交付</p> <p>75 第107条の10の規定による国外運転免許証の返納及び提出の受理並びに提出者への返還</p> <p>76 第108条の2第1項の規定による取消処分者講習、停止処分者講習、大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、旅客車講習、応急救護処置講習、指定自動車教習所職員講習、更新時講習、高齢者講習及び違反者講習の実施</p> <p>77 第108条の2第2項の規定によるチャレンジ講習の実施</p> <p>78 第108条の3第1項の規定による初心運転者講習の通知</p> <p>79 第108条の3の2の規定による違反者講習の通知</p> <p>80 第108条の6第1項の規定による講習業務規程に係る認可</p>	<p>する規則（平成10年愛媛県公安委員会規則第8号）</p> <p>取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年愛媛県公安委員会規則第9号）</p> <p>行政手続法</p>	<p>了証明書の再交付</p> <p>1 第3条の規定による取消処分者講習予約申込書の受理</p> <p>2 第4条の規定による講習日時、場所等の指定及び通知</p> <p>3 第6条の規定による取消処分者講習申出書の受理</p> <p>4 第7条の規定による取消処分者講習終了証書の交付</p> <p>5 第8条の規定による取消処分者講習終了証書再交付申出書の受理</p> <p>1 第16条第3項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代理人資格証明の受理</p> <p>2 第16条第4項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代理人資格喪失届出の受理</p> <p>3 第18条第1項の規定による不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧の実施</p> <p>4 第18条第3項の規定による資料の閲覧の日時及び場所の指定</p> <p>5 第24条第4項の規定による聴聞調査及び報告書の閲覧の実施</p>
(11) 運転免許試験課長			
<p>道路交通法施行令</p> <p>道路交通法施行規則</p>	<p>1 第37条の4第7号の規定による再試験の受験期間の特例に関する認定</p> <p>2 第37条の6の規定による特定任意講習の実施</p> <p>3 第37条の6の2の規定による特定任意高齢者講習の実施</p> <p>4 第37条の7第1号の規定による臨時適性検査申出の受理</p> <p>5 第41条の2第7号の規定による初心運転者講習の受講期間の特例に関する認定</p> <p>1 第18条の2の2第2項の規定による技能検査申請書の受理</p> <p>2 第18条の3の規定による免許の拒否、保</p>	<p>法令</p> <p>道路交通法</p>	<p>専決事項</p> <p>1 第89条第1項の規定による運転免許申請書の受理及び運転免許試験の実施</p> <p>2 第89条第2項の規定による検査の実施及び検査合格証明書の交付</p> <p>3 第90条第6項の規定による適性検査の受検及び医師の診断書の提出命令</p> <p>4 第90条第10項の規定による仮免許の交付の拒否</p> <p>5 第90条第11項の規定による弁明をなすべき日時等の通知及び弁明の機会の付与</p> <p>6 第90条の2第2項の規定による運転免許証の交付の拒否</p> <p>7 第91条の規定による免許の条件の付加及び変更（運転免許管理課長の専決に係るものを除く。）</p> <p>8 第97条の2第2項及び第3項の規定による運転免許試験の一部免除の決定</p> <p>9 第97条の3第1項の規定による運転免許試験の停止及び合格決定の取消処分</p> <p>10 第97条の3第2項の規定による運転免許試験合格決定の取消通知</p> <p>11 第98条第3項（第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による</p>

	<p>留、取消し及び効力の停止に係る通知</p> <p>3 第18条の4第1項の規定による免許の保留の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</p> <p>4 第22条(第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による試験場所等の指定</p> <p>5 第24条第7項の規定による技能試験に使用する自動車の提供又は指定</p> <p>6 第28条の規定による運転免許試験成績証明書書の交付</p> <p>7 第29条の2の2第1項の規定による経由申請書の受理</p> <p>8 第29条の3第1項の規定による処分要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</p> <p>9 第29条の5第1項の規定による免許の効力の停止の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</p> <p>10 第30条の9第4項の規定による免許を取り消した者に対する通知</p> <p>11 第32条第1項の規定による同等の教習効果があることの認定</p> <p>12 第32条第2項の規定による同等の教習効果があることの認定</p> <p>13 第33条第4項第2号二(第34条の3第3号において準用する場合を含む。)及び第38条第8項第2号の規定による応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定</p> <p>14 第36条の規定による指定申請書の記載事項変更届の受理</p> <p>15 第37条第1項の規定による指定書等の交付又は指定解除の通知</p> <p>16 第38条第2項第1号の規定による取消処分者講習の申出の受理</p> <p>17 第38条第11項第1号の規定による更新時講習の受講申出の受理</p> <p>18 第38条第15項の規定による大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、旅客者講習又は応急救護処置講習を終了した者からの当該講習の終了証明書の交付申出の受理及び交付</p> <p>19 第38条の2の規定による特定任意講習終了証明書の交付申出の受理及び交付</p> <p>20 第38条の4の2第3項の規定による違反者講習を受講できない理由を証明した書類の受理</p>		<p>自動車教習所設置者又は管理者に対する指導又は助言</p> <p>12 第98条第4項(第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による自動車安全運転センターに対する自動車教習所の教習を行う職員資質の向上を図るための措置についての必要な配慮の要求</p> <p>13 第99条の2第4項の規定による技能検定員資格者証の交付</p> <p>14 第99条の3第4項の規定による教習指導員資格者証の交付</p> <p>15 第99条の4の規定による講習の通知</p> <p>16 第100条の2第1項及び第100条の3第2項の規定による再試験の実施</p> <p>17 第100条の2第4項(第100条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による再試験の通知</p> <p>18 第100条の2第5項の規定による再試験受験申込書の受理</p> <p>19 第100条の3第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による試験移送通知書の送付及び受理</p> <p>20 第102条第1項及び第2項の規定による臨時適性検査の実施</p> <p>21 第102条第3項の規定による臨時適性検査の通知</p> <p>22 第103条第5項の規定による適性検査の受検及び医師の診断書の提出命令</p> <p>23 第104条の2の2第1項の規定による免許の取消し</p> <p>24 第104条の2の2第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による処分移送通知書の送付及び受理</p> <p>25 第104条の2の2第6項の規定において準用する第104条第1項の規定による意見の聴取の期日及び場所の通知並びに公示</p> <p>26 第104条の2の2第7項の規定による他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</p> <p>27 第104条の2の3第3項において準用する第103条第2項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分移送通知書の受理</p> <p>28 第104条の2の3第3項において準用する第103条第7項の規定による他の公安委員会への処分の通知及び処分の通知の受理</p> <p>29 第104条の2の3第6項の規定による処分移送通知書の送付及び受理</p> <p>30 第104条の3第1項(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)の規定による免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付</p>
<p>指定講習機関に関する規則</p>	<p>1 第5条第5号の規定による運転適性指導に関する技能及び知識に関する審査</p> <p>2 第11条の規定による結果報告書の受理</p> <p>3 第13条の規定による事業報告書及び収支決算書の受理</p> <p>4 第16条第1号の規定による特定講習の業</p>		

	<p><u>務の引継ぎ</u></p> <p>5 <u>第16条第2号の規定による特定講習の業務に関する帳簿及び書類の引継ぎ</u></p> <p>6 <u>第16条第3号の規定による特定講習を適性かつ確実に行うための措置</u></p> <p>7 <u>第17条の規定による特定講習指導員の指名</u></p> <p>8 <u>第18条の規定による指定講習機関との連絡等</u></p>		<p>31 <u>第106条の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理（運転免許管理課長の専決事項を除く。）</u></p> <p>32 <u>第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の実施及び期日等の通知</u></p> <p>33 <u>第107条の4第3項の規定による必要な措置命令</u></p> <p>34 <u>第108条の2第1項の規定による大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、旅客車講習、応急救護処置講習及び指定自動車教習所職員講習の実施</u></p> <p>35 <u>第108条の3第1項の規定による初心運転者講習の通知</u></p> <p>36 <u>第108条の6第1項の規定による初心運転者講習の業務に関する規定の認可</u></p>
<p><u>技能検定員審査等に関する規則</u></p>	<p>1 <u>第5条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による技能検定員審査合格証明書の再交付申請書の受理及び再交付</u></p> <p>2 <u>第7条第2項の規定による技能検定員資格者証交付申請書の受理</u></p> <p>3 <u>第8条第1項（第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定による技能検定員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付</u></p> <p>4 <u>第8条第2項（第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定による技能検定員資格者証の書換え申請の受理及び書換え</u></p> <p>5 <u>第9条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による返納された技能検定員資格者証の受理</u></p> <p>6 <u>第15条第2項（附則第2条第5項において準用する場合を含む。）の規定による教習指導員資格者証交付申請書の受理</u></p> <p>7 <u>附則第2条第4項の規定による返納された暫定教習指導員資格者証の受理</u></p>	<p><u>道路交通法施行令</u></p> <p>1 <u>第37条の4第7号の規定による再試験の受験期間の特例に関する認定</u></p> <p>2 <u>第37条の7第1号の規定による臨時適性検査申出の受理</u></p> <p>3 <u>第41条の2第7号の規定による初心運転者講習の受講期間の特例に関する認定</u></p>	<p>1 <u>第37条の4第7号の規定による再試験の受験期間の特例に関する認定</u></p> <p>2 <u>第37条の7第1号の規定による臨時適性検査申出の受理</u></p> <p>3 <u>第41条の2第7号の規定による初心運転者講習の受講期間の特例に関する認定</u></p>
<p><u>愛媛県道路交通規則</u></p>	<p>1 <u>第24条の2の規定による運転免許試験成績証明書交付申出書の受理</u></p> <p>2 <u>第27条の2第1項の規定による違反者講習の受講連絡等に関する措置</u></p>	<p><u>道路交通法施行規則</u></p>	<p>1 <u>第18条の2の2第2項の規定による技能検査申請書の受理</u></p> <p>2 <u>第18条の4第1項の規定による免許の保留の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>3 <u>第22条（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による試験場所等の指定</u></p> <p>4 <u>第24条第7項の規定による技能試験に使用する自動車の提供又は指定</u></p> <p>5 <u>第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付</u></p> <p>6 <u>第29条の3第1項の規定による処分の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>7 <u>第29条の5第1項の規定による免許の効力の停止の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>8 <u>第32条第1項の規定による同等の教習効果があることの認定</u></p> <p>9 <u>第32条第2項の規定による同等の教習効果があることの認定</u></p> <p>10 <u>第33条第4項第2号二（第34条の3第3号において準用する場合を含む。）及び第38条第8項第2号の規定による応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定</u></p> <p>11 <u>第36条の規定による指定申請書の記載事項変更届の受理</u></p> <p>12 <u>第37条第1項の規定による指定書等の交付又は指定解除の通知</u></p> <p>13 <u>第38条第15項の規定による大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、</u></p>
<p><u>原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則（平成4年愛媛県公安委員会規則第13号）</u></p>	<p>1 <u>第2条の規定による原付講習申出書の受理</u></p> <p>2 <u>第5条の規定による原付講習終了証明書の再交付申請の受理及び再交付</u></p>		<p>1 <u>第18条の2の2第2項の規定による技能検査申請書の受理</u></p> <p>2 <u>第18条の4第1項の規定による免許の保留の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>3 <u>第22条（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による試験場所等の指定</u></p> <p>4 <u>第24条第7項の規定による技能試験に使用する自動車の提供又は指定</u></p> <p>5 <u>第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付</u></p> <p>6 <u>第29条の3第1項の規定による処分の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>7 <u>第29条の5第1項の規定による免許の効力の停止の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>8 <u>第32条第1項の規定による同等の教習効果があることの認定</u></p> <p>9 <u>第32条第2項の規定による同等の教習効果があることの認定</u></p> <p>10 <u>第33条第4項第2号二（第34条の3第3号において準用する場合を含む。）及び第38条第8項第2号の規定による応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定</u></p> <p>11 <u>第36条の規定による指定申請書の記載事項変更届の受理</u></p> <p>12 <u>第37条第1項の規定による指定書等の交付又は指定解除の通知</u></p> <p>13 <u>第38条第15項の規定による大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、</u></p>
<p><u>取得時講習の実施に関する規則（平成6年愛媛県公安委員会規則第5号）</u></p>	<p>1 <u>第2条の規定による取得時講習受講申請書の受理</u></p> <p>2 <u>第7条第2項の規定による応急救護処置指導者養成講習受講申請書の受理</u></p> <p>3 <u>第7条第3項の規定による応急救護処置指導者養成講習終了証明書の交付</u></p>		<p>1 <u>第18条の2の2第2項の規定による技能検査申請書の受理</u></p> <p>2 <u>第18条の4第1項の規定による免許の保留の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>3 <u>第22条（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による試験場所等の指定</u></p> <p>4 <u>第24条第7項の規定による技能試験に使用する自動車の提供又は指定</u></p> <p>5 <u>第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付</u></p> <p>6 <u>第29条の3第1項の規定による処分の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>7 <u>第29条の5第1項の規定による免許の効力の停止の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>8 <u>第32条第1項の規定による同等の教習効果があることの認定</u></p> <p>9 <u>第32条第2項の規定による同等の教習効果があることの認定</u></p> <p>10 <u>第33条第4項第2号二（第34条の3第3号において準用する場合を含む。）及び第38条第8項第2号の規定による応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定</u></p> <p>11 <u>第36条の規定による指定申請書の記載事項変更届の受理</u></p> <p>12 <u>第37条第1項の規定による指定書等の交付又は指定解除の通知</u></p> <p>13 <u>第38条第15項の規定による大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、</u></p>
<p><u>高齢者講習に関する規則（平成10年愛媛県公安委員会規則第8号）</u></p>	<p>1 <u>第5条第1項の規定による高齢者講習終了証明書の再交付</u></p>		<p>1 <u>第18条の2の2第2項の規定による技能検査申請書の受理</u></p> <p>2 <u>第18条の4第1項の規定による免許の保留の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>3 <u>第22条（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による試験場所等の指定</u></p> <p>4 <u>第24条第7項の規定による技能試験に使用する自動車の提供又は指定</u></p> <p>5 <u>第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付</u></p> <p>6 <u>第29条の3第1項の規定による処分の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>7 <u>第29条の5第1項の規定による免許の効力の停止の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>8 <u>第32条第1項の規定による同等の教習効果があることの認定</u></p> <p>9 <u>第32条第2項の規定による同等の教習効果があることの認定</u></p> <p>10 <u>第33条第4項第2号二（第34条の3第3号において準用する場合を含む。）及び第38条第8項第2号の規定による応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定</u></p> <p>11 <u>第36条の規定による指定申請書の記載事項変更届の受理</u></p> <p>12 <u>第37条第1項の規定による指定書等の交付又は指定解除の通知</u></p> <p>13 <u>第38条第15項の規定による大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、</u></p>

<p>取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年愛媛県公安委員会規則第9号）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3条の規定による取消処分者講習予約申込書の受理 2 第4条の規定による講習日時、場所等の指定及び通知 3 第6条の規定による取消処分者講習申出書の受理 4 第7条の規定による取消処分者講習終了証書の交付 5 第8条の規定による取消処分者講習終了証書再交付申出書の受理 		<p>普通二輪車講習、原付講習、旅客者講習及び応急救護処置講習を終了した者からの当該講習の終了証明書の交付申出の受理及び交付</p>
<p>行政手続法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第16条第3項（第17条第3項及び第31条において準用する場合を含む。）の規定による代理人資格証明の受理 2 第16条第4項（第17条第3項及び第31条において準用する場合を含む。）の規定による代理人資格喪失届出の受理 3 第18条第1項の規定による不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧の実施 4 第18条第3項の規定による資料の閲覧の日時及び場所の指定 5 第24条第4項の規定による聴聞調査及び報告書の閲覧の実施 	<p>指定講習機関に関する規則</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第11条の規定による初心運転者講習に係る結果報告書の受理 2 第13条の規定による初心運転者講習に係る事業報告書及び収支決算書の受理 3 第16条第1号の規定による初心運転者講習業務の引継ぎ 4 第16条第2号の規定による初心運転者講習の業務に関する帳簿及び書類の引継ぎ 5 第16条第3号の規定による初心運転者講習を適性かつ確実にを行うための措置 6 第17条の規定による習熟指導に係る講習を受けさせる特定講習指導員の指名 7 第18条の規定による指定講習機関との連絡等（初心運転者講習に限る。）
		<p>技能検定員審査等に関する規則</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第5条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による技能検定員審査合格証明書の再交付申請書の受理及び再交付 2 第7条第2項の規定による技能検定員資格者証交付申請書の受理 3 第8条第1項（第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定による技能検定員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付 4 第8条第2項（第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定による技能検定員資格者証の書換え申請の受理及び書換え 5 第9条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による返納された技能検定員資格者証の受理 6 第15条第2項（附則第2条第5項において準用する場合を含む。）の規定による教習指導員資格者証交付申請書の受理 7 附則第2条第4項の規定による返納された暫定教習指導員資格者証の受理
		<p>愛媛県道路交通規則</p>	<p>第24条の2の規定による運転免許試験成績証明書交付申出書の受理</p>
<p>取得時講習の実施に関する規則（平成6年愛媛県公安委員会規則第5号）</p>			<ol style="list-style-type: none"> 1 第2条の規定による取得時講習受講申請書の受理 2 第7条第2項の規定による応急救護処置指導者養成講習受講申請書の受理 3 第7条第3項の規定による応急救護処置指導者養成講習終了証明書の交付
<p>原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則（平成4年愛媛県公安</p>			<ol style="list-style-type: none"> 1 第2条の規定による原付講習申出書の受理 2 第5条の規定による原付講習終了証明書の再交付申請の受理及び再交付

委員会規則第13号)

行政手続法

- 1 第16条第3項(第17条第3項及び第31条において準用する場合を含む。)の規定による代理人資格証明の受理
- 2 第16条第4項(第17条第3項及び第31条において準用する場合を含む。)の規定による代理人資格喪失届出の受理
- 3 第18条第1項の規定による不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧の実施
- 4 第18条第3項の規定による資料の閲覧の日時及び場所の指定
- 5 第24条第4項の規定による聴聞調書及び報告書の閲覧の実施

(12) 省略

(12) 省略

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、西条市立周桑病院の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を平成21年2月27日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(昭和50年9月愛媛県地方労働委員会告示第3号)は、廃止する。

平成21年3月17日

愛媛県労働委員会

会 長 白 石 喜 徳

西条市立周桑病院に勤務する職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。)については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
西条市立周桑病院	事務局長、院長、副院長、次長、診療部長、医局長、薬局長、技師長、総看護師長、課長、主幹、副技師長、副総看護師長、室長、看護師長、副課長、専門員、総務課に属する係長、主査、主任及び主事